

静岡県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月31日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 鈴 木 澄 美
静岡県監査委員 佐 地 茂 人

第1 監査の概要

令和4年11月4日から令和5年3月10日までに実施した出先機関及び財政的援助団体等に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

財政的援助団体等に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどの視点から監査を実施した。

第2 定期監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【出先機関】

(1) 下田財務事務所

ア 監査実施日 令和5年2月27日

イ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 不動産取得税の課税誤り

(2) 東部健康福祉センター〔東部保健所、東部児童相談所、東部知的障害者更生相談所〕

ア 監査実施日 令和5年3月10日

イ 監査結果

(7) 行政監査 指摘 要配慮個人情報の流出

(3) 中部健康福祉センター〔中部保健所、中央児童相談所、身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所〕

ア 監査実施日 令和5年3月10日

イ 監査結果

(7) 行政監査 指摘 要配慮個人情報の流出

(4) 下田土木事務所

ア 監査実施日 令和5年2月9日

イ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 建設工事等における不適切な事務処理

(5) 沼津土木事務所

ア 監査実施日 令和4年11月4日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り

(6) 島田土木事務所

ア 監査実施日 令和5年2月16日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 建設工事の不適切な工事計画

(4) 財務監査 注意 建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発

(7) 行政監査 注意 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り

2 監査結果がない機関

【出先機関】

(1) 消防学校（監査実施日 令和5年2月27日）

(2) 賀茂地域局〔賀茂広域消費生活センター〕（監査実施日 令和5年2月8日）

(3) ふじのくに地球環境史ミュージアム（監査実施日 令和5年1月24日）

(4) 賀茂健康福祉センター〔賀茂保健所、賀茂児童相談所、賀茂知的障害者更生相談所〕（監査実施日 令和5年2月9日）

(5) 西部健康福祉センター〔西部保健所、西部児童相談所、西部知的障害者更生相談所〕（監査実施日 令和5年2月27日）

(6) 賀茂農林事務所（監査実施日 令和5年2月27日）

(7) 工科短期大学校（監査実施日 令和5年2月2日）

(8) 工科短期大学校沼津キャンパス（監査実施日 令和5年2月27日）

(9) 農林環境専門職大学〔農林環境専門職大学短期大学部〕（監査実施日 令和5年1月17日）

(10) ふじのくに茶の都ミュージアム（監査実施日 令和5年2月16日）

(11) 漁業高等学園（監査実施日 令和5年2月27日）

(12) 静岡土木事務所（監査実施日 令和5年2月17日）

(13) 焼津漁港管理事務所（監査実施日 令和5年2月21日）

(14) 御前崎港管理事務所（監査実施日 令和5年1月24日）

(15) 下田高等学校（監査実施日 令和5年2月27日）

(16) 松崎高等学校（監査実施日 令和5年3月10日）

(17) 稲取高等学校（監査実施日 令和5年2月27日）

(18) 伊東高等学校（監査実施日 令和5年2月27日）

- (19) 伊東商業高等学校（監査実施日 令和5年2月27日）
- (20) 静岡西高等学校（監査実施日 令和5年2月27日）
- (21) 静岡商業高等学校（監査実施日 令和5年3月10日）
- (22) 藤枝北高等学校（監査実施日 令和5年2月27日）
- (23) 浜松商業高等学校（監査実施日 令和5年1月17日）
- (24) 浜名高等学校（監査実施日 令和5年3月10日）
- (25) 新居高等学校（監査実施日 令和5年2月27日）
- (26) 伊豆の国特別支援学校（監査実施日 令和5年2月3日）
- (27) 浜北特別支援学校（監査実施日 令和5年1月27日）
- (28) 浜松みをつくし特別支援学校（監査実施日 令和5年2月15日）
- (29) 中央特別支援学校（監査実施日 令和5年1月18日）
- (30) 下田警察署（監査実施日 令和5年2月27日）
- (31) 熱海警察署（監査実施日 令和5年2月8日）
- (32) 牧之原警察署（監査実施日 令和5年2月27日）
- (33) 掛川警察署（監査実施日 令和5年2月27日）
- (34) 浜松西警察署（監査実施日 令和5年2月27日）

第3 財政的援助団体等監査の結果

- 1 監査結果がある機関 該当なし
- 2 監査結果がない機関

- (1) 公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会（監査実施日 令和5年2月27日）
- (2) 公立大学法人 静岡文化芸術大学（監査実施日 令和5年2月27日）
- (3) 社会福祉法人 静岡恵明学園（監査実施日 令和5年2月27日）
- (4) 公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構（監査実施日 令和5年2月27日）
- (5) 静岡県労働福祉事業協会グループ（監査実施日 令和5年3月10日）
- (6) 環浜名湖の地域活性を考える会（監査実施日 令和5年3月10日）
- (7) 静岡県道路公社（監査実施日 令和5年2月2日）
- (8) 浜名湖えんてつグループ（監査実施日 令和5年3月10日）
- (9) 日本キャンプ協会グループ（監査実施日 令和5年3月10日）

(別表) 監査結果の概要

【出先機関】

監査箇所	区分	概要	
下田財務事務所	指摘	件名	不動産取得税の課税誤り
		内容	下田財務事務所は、令和2年度及び4年度に、不動産取得税32件において、誤って10,313,000円を過大に課税した。
東部健康福祉センター〔東部保	指摘	件名	要配慮個人情報の流出
		内容	東部保健所は、令和4年4月に、入所予定の新型コロナウイルス感染

<p>健所、東部児童相談所、東部知的障害者更生相談所]</p>			<p>症の罹患患者 1 人分の個人情報データを宿泊療養施設にメール送信する際、メールアドレスの入力操作を誤り、県内の小学校 493 校に送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、基礎疾患、アレルギー等）を流出させた。</p> <p>また、同年 9 月に、新型コロナウイルス感染症患者 3 人分の個人情報が記載された新型コロナウイルス感染症発生届を静岡県新型コロナ療養者支援センターに F A X 送信する際、誤って薬局 1 店舗にも送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、発病年月日、感染経路・感染地域等）を流出させた。</p>
<p>中部健康福祉センター [中部保健所、中央児童相談所、身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所]</p>	<p>指摘</p>	<p>件名 内容</p>	<p>要配慮個人情報の流出</p> <p>中部保健所は、令和 4 年 4 月、3 日間にわたり、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の市町別発生状況を管内の関係機関 23 か所にメールで情報提供する際、誤って、その基礎データである 146 人分の氏名、居住市町名等の個人情報を一緒にデータ送信したため、当該 146 人が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p> <p>さらに、同月下旬には、新型コロナウイルス感染症の罹患患者から申請があった「宿泊・自宅療養証明書」219 人分について、申請者とは別の罹患患者の住所で証明書を作成し、郵送した。そのうち 218 人分については未開封のまま回収することができたが、1 人分は、開封後に回収されたため、当該患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p>
<p>下田土木事務所</p>	<p>指摘</p>	<p>件名 内容</p>	<p>建設工事等における不適切な事務処理</p> <p>下田土木事務所は、平成 29 年度及び 30 年度に実施した複数の工事等において、担当者が実際の施工量より過大な施工量で虚偽の変更設計書を作成したことに気付かないまま、計 1,216 万円を過大に支出した。</p>
<p>沼津土木事務所</p>	<p>注意</p>	<p>件名 内容</p>	<p>県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り</p> <p>沼津土木事務所は、令和 4 年 4 月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1 件 19,900 円の収入欠損が発生した。</p>
<p>島田土木事務所</p>	<p>注意</p>	<p>件名 内容</p>	<p>建設工事の不適切な工事計画</p> <p>島田土木事務所は、令和 3 年度に実施した道路舗装工事において、交差点協議（公安委員会協議）が未了のまま発注し、協議が整わなかったことから、工事の大部分を取り止め、大幅な減額となる変更契約を行った。</p>

注意	件名	建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発
	内容	島田土木事務所では、令和3年度から4年度にかけて実施した道路工事において、令和2年度に先行工事で発生した工事関係者の死亡事故と同じ作業箇所で、同一の施工業者による死亡事故が発生した。
注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
	内容	島田土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件43,400円の収入欠損が発生した。